

## 第2回 生活・環境・流通TF 議事概要

- 1 日時：平成19年8月21日（火） 16:00～17:00
- 2 会場：永田町合同庁舎 共用第1会議室
- 3 議題：有識者ヒアリング
  - ・ 廃棄物運搬の再委託
  - ・ 不法投棄防止策
  - ・ その他廃棄物・リサイクル関連
- 4 出席者
  - ・ 規制改革会議： 本田主査、小田原委員、川上委員、木場委員
  - ・ 有識者： 千葉県印旛地域整備センター用地課長 石渡正佳氏

### 5 議事概要

○本田主査 今日、本当にお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。こちらは「規制改革会議 生活・環境TF」と申しまして、私どもとしては、日本経済にとってプラスになるような規制改革を、これは一部緩和もございましょうし、ひょっとしたら一部強化というところもあるのかもしれませんが、いろいろ省庁に要求していきたいと思っております。今日教えていただきたいのが、一方、やはり不法投棄があるから、この法律（廃棄物処理法）は非常に必要なんだというのを、環境省さんを中心に非常に強く言われておまして、それを現場で見てらっしゃるお立場から、不法投棄は今のような法律でがんじがらめにしないとなくならないものなのかとか、そもそも不法投棄はどれぐらいあるのか、そういう話をひとつお伺ひしたいのと。

あと、いわゆる静脈物流の話を、今日できたらお伺ひしたいと思っております。処理はともかくとして運搬の部分は、ある程度まとめたら、もうちょっと効率がよくなるかと思っております。と申しますが、実は廃棄物処理の分野というのは、諸外国と比べても、日本の他産業と比べても、結構細切れになっていて非常に中小零細さんが多い事業なんですね。

ですから、そこをもう少し集約するところで、経済効率が上がらないのかと思っております。是非その辺りを中心にいろいろ御教授いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○千葉県・石渡様 よろしくお願ひします。

○本田主査 今日、お時間を1時間いただいております。資料を御用意いただきましてありがとうございます。これを中心にお話いただきまして、あと30分ぐらい、このグループはみんな、特に今まで環境を専門としてきたわけではないので、非常に基本的なことも含めていろいろ御質問もさせていただきたいと思っておりますので、そういう時間配分でよろしくお願ひいたします。

○千葉県・石渡様 わかりました。今日つくった資料は、再委託について特に詳しく聞きたいという事務局からのメールがあったので、再委託について書いたんですけども、廃棄物のことについて

て余り詳しくないということなので、経済の関係の方が多いいせいなんですか。最近、2000年、2001年ごろからの7年間ぐらいで、廃棄物業界というのは激変しているんです。ですから、2000年以前の業界と2001年以降の業界では、全く構造的に違ってきているので、それに制度が追いついてないところはあるんです。

何が一番大きく変わったかという点、2000年ごろから資源価格が上がったんです。特に2001年にC R B指数が反転したところから、石油と鉄がまず上がって、少し遅れて非鉄や紙が上がってきたということで、大体3倍から6倍ぐらいに資源価格が上がっているんです。

例えば鉄だと、2001年の底値が、HIIクラスのスクラップで6,000円ぐらいの底値を付けたものが、2004年には3万円ぐらい近づいているということで、大体5倍に上がりました。原油の値段も、御承知のように何倍にも上がっている。最近ですと、非鉄、スクラップの値段が3倍ぐらいにこの2年間で上がっていますから、物すごい勢いで資源価格が上がっている。

それによって、リサイクルとか資源ごみ輸出の採算性が急速に改善して、今まではリサイクルは高くついたらけれども、今は分野によっては元が取れるものもあって、例えばペットボトルなどは御承知のように売れる時代ですね。今年の容リ協の入札価格では、平均落札価格は3万9,000円ぐらいです。要するに買ってリサイクルしても合う。昔ですと、大体3万円ぐらいの処理費をもらって、これをフレークにして9万円ぐらいで売っていましたがけれども、今は4万円で買って9万円で売るという商売ですから、ペットボトルのリサイクル業者の利益が非常に圧縮されています。昔はダブルインカムですから、3万円もらって9万円で売っていたから12万円でしょう。今は4万円で買って9万円が売るわけだから5万しかもうからないですね。そういうふうには競争が厳しくなっている分野もありますけれども、いずれにしても、全体としてはリサイクルの採算性が上がっている。それによって、いろんな業界から新規参入も相次いでいるわけです。廃棄物処理業界あるいはリサイクルに、さまざまな業界が参入していますね。

一番本格的に入っているのは、鉄鋼業界とかが本格的に入っていますね。JFEグループを始めとして、新日鐵もやっていますし、住友金属もやっています。

それから、買い手も出ておまして、製紙業界などは再生固形燃料を100万トンぐらい買っていますね。再生固形燃料も1キロ1円だったものが、今は1キロ4円ぐらいしますから値段が4倍ぐらい上がっています。それは、石炭が上がっているから、石炭の代替燃料ですから、石炭と連動して上がるんです。大体石炭の3分の1ぐらいの値段でR P Fが動いています。

そんなふうには、ほかの産業と同じように国際的な資源価格の動向に非常に敏感な業界になっている。国際化しているということですから、今までのようなブラックの世界からどんどん変わってきているという中での話ですね。だから、不法投棄の手口もどんどん変わっているわけです。

そういう中で、2000年までの不法投棄の時代に対応した法律では付いていけない。一番最後の改正が平成12年改正というもので、ここでマニフェストのE票が新設されるとか、排出者責任が強化されるとかということで、これが最後の改正と言われてはいますがけれども、これが2000年までの不法投棄の状況に対する対応ですから、その後の新しい時代への法的対応はないということです。

とにかく、リサイクル、資源ごみ輸出の時代なわけです。ところが、廃棄物処理法というのは、それに対する対応はほとんどないです。

統計もそうでした、環境省の発表している統計は、大体リサイクル率は50%弱ぐらいで産廃の場合は発表されていると思いますけれども、分母が違うんです。分母が大体4億トンぐらいの産廃の排出量、それに対してリサイクルが2億トンぐらいで約50%というようなりサイクル率を環境省が発表していると思いますけれども、分母の4億トンがおかしいんです。汚泥の脱水前の量でカウントしているんです。実際には、工場から汚泥が出るときは、脱水ケーキで出ていますので、水が8割、9割入っているものを脱水してから出ていますので、実際工場の門から出ている産廃の量は3億トンぐらいだと思うんです。4億トンではないんです。あれは脱水前の汚泥でやっているから4億トンなので、実際は産廃というのは3億トンぐらいなんです。リサイクルが2億トンですと、リサイクル率は3分の2なので7割ぐらいなんです。ですから、産廃の実質のリサイクル率はもう7割いっているんで、本来は廃棄物処理法ではなくて廃棄物リサイクル法にしないと実態には合いません。

それが統計のトリックで、汚泥を脱水前で入れるか、脱水後で入れるかでリサイクル率が大きく変わるんです。

○本田主査 この汚泥を脱水前で入れるか脱水後で入れるかというのは、諸外国はみんな脱水前なんですか。

○千葉県・石渡様 いや、脱水後だと思いますよ。

○本田主査 日本だけ脱水前ということですか。

○千葉県・石渡様 脱水前で入れるか脱水後で入れるかの大きな違いは、工場に脱水機を入れるときに、今の法律ではこれが廃棄物処理法の15条施設になってしまうんです。脱水前で産廃扱いになりますから、工場のラインの最後に脱水ケーキを作る脱水機が入るわけです。フィルタープレスとか、いろいろな乾燥機とかが入るんですけども、これは法15条施設なんです。したがって、15条の許可を取らないといけないということで、法15条許可施設の半分ぐらいは、この工場内の脱水機です。産廃処理施設ではないんです。これを脱水後で産廃をカウントするというふうに変えますと、工場内のラインに組み込まれている脱水機は法15条の許可は要らなくなるんです。そこで統計も変わりますけれども、法15条許可施設が半分になってしまうぐらいに大きく変わるんです。これは余りみんな言わないんですけども、ここが大きなポイントなんです。脱水後でカウントすれば、もう様変わりなんです。廃棄物の統計も変わるし、許可の内容も様変わりするんです。

私は脱水後でやった方がいいと思います。工場から出る段階でいいと思うんですけども、どうなんでしょうかね。

それから、リサイクルとは何なのかということが、廃棄物処理法上明らかでない、再生事業者登録の条文というのはありますけれども、そもそもリサイクルというのは中間処理なのか最終処分なのかわからない。これはほとんどの場合、中間処理施設でリサイクル、再資源化をやっておりますので、業態としては中間処理に近いものなんです。大体、中間処理施設でリサイクルも兼業していることが多いです。

ところが、リサイクルしたものは、もう最終処分場に行けませんから、ここが最終処分だということになると、リサイクルが最終処分だということになるので、マニフェスト上はリサイクルは最終処分として書くんです。どっちなのという話ですね。リサイクルが中間処理なのか最終処分なのかよくわからないということです。私は中間処理にすべきだと思っていますけれども、でも、マニフェストに書く場合は最終処分と書いています。ですから、D票でいいのか、E票まで書くのかわからない。そういう根本的なところもよくわからないということです。

ドイツのように廃棄物処理・リサイクル法というふうに、リサイクルという言葉が法律の名前に入れた方がいいと思うんです。そうするとなかなか環境省と経産省の所管の問題が出てきて難しいようです。

大きな話はそういうことで、再委託です。再委託が、なぜ禁止されているかということですが、これは再委託が不法投棄につながるからだということなんです。ですから、不法投棄防止のために再委託を禁止しているんです。

なぜ再委託が不法投棄につながるかというと、不法投棄の大きな構造を申しますと、中間処理施設が処理能力を大幅に超えて受注すると、例えば1日100トンしかできないのに500トンぐらい受注してしまう、5倍ぐらいですね。ひどいところは10倍ぐらい受注してしまう。そうすると、もう能力が足りませんから、90%の廃棄物は何も処理しないで横流しをするわけです。この未処理の廃棄物の横流しを再委託と言っているわけです。処理したものの残渣の委託は再委託とは言わないんです。未処理の廃棄物の横流しのことを再委託と言っているんです。

そのときに、例えば1トン3万円で受けたものを1トン3万円で横流しではもうけになりませんから、1トン3万円で受けたものを1トン2万円で横流しするというのでピンはねするわけです。大体産廃業界の常識的なピンはねは、2割から3割なんです。粗利と言ったり、中抜きと言ったり、いろんな言い方で言っていますけれども、ピンはねですね。何も処理しないで、ただ横へ流しているだけで、2、3割は取る。もうひどい場合には工場に下ろさないで直行便で行ってしまっ、中抜きというのがあります。書類上だけ受けたことにしてこないというのがあります。トンネル委託といいます。

それを2回もやったら、もう何も残らない。2万で受けた会社が更にそれを1万円で流したら、1万円で受けた会社は何をするかというと、もう正規の処分場を持って行けませんから、無許可のダンプに委託する。無許可のダンプへの再委託をすれば、行き先は不法投棄現場ということで、この再委託が繰り返される中で最終的には不法投棄現場へ流れていくという構造があったんです。

そして、昔の法律では、再委託を禁止はしていましたがけれども、罰則がなかった時代があったんです。この時代には、もう大量に受注して再委託するということが産廃業者のもうけの最大の源泉だったわけです。許可さえ持っていれば、1日1トンなんていう許可を取っておいて何百トンも受けている会社がざらにあったんです。許可さえ取ればこっちのものと、あとはもう大量に受けて全部横流ししてしまうということをみんなやっていたわけです。

再委託禁止で罰則ができたものですから、それをやってもし見つければ許可が取り消されるということになって、あからさまな大量受注、大量横流しの再委託というのは減ってはきましたけれど

も、いまだにやっているんです。これは、我々行政が未処理の横流しをやっているかどうかということは、帳簿を詳しく見ていけばわかるんです。受注量が多いと言うことは、帳簿見たり、マニフェストを見たりすればわかるんですけれども、なかなかそういうボリュームの検査ということ、環境担当者というのは苦手としていたんです。質的な検査、煙の濃度がいいか悪いかとか、燃烧温度が高いか低いとか、そういう化学的な検査をする担当者は、環境部門ですからいっぱいいるんですけれども、受注量が多いか少ないかとか、そういう経済学的あるいは経営学的な検査ということは、ほとんどの場合、環境の技師さんですからやってなかったということで、オーバーフローの受注に対して野放しだったというところがあるんです。

そういう中で、私がボリュームの検査を中心にやったものだから、ちょっと目立ちましたけれども、だんだん今はそういうことをどの自治体も受注量がオーバーフローしていないかという検査をやるようになっていきますから、そういう点ではチェックができてきましたけれども、依然としてまだ大量受注している業者がいるという実態だということ、再委託さえ禁止しておけば、再委託をとがめればオーバーフロー受注はなくなるだろうということをやっているわけです。

だけれども、抜け道の再委託というのは結構ありまして、レジュメに書きましたけれども、いろんな再委託の抜け道がありまして、現在でもうまく脱法的に再委託はやられているというのが実態で、依然として2割から3割の中抜きがやられています。

その手口はいっぱい書いてありますけれども、これを説明していると2時間ぐらいかかってしまうので読んでいただければわかると思いますけれども、脱法的な再委託の手口をいろいろ紹介してあります。

問題は、再委託禁止というのを、このまま続けるべきなのか、緩和すべきなのかということですが、これは諸説ありまして、今、再委託を解禁したらとんでもないことになって、昔に戻ってしまう。大量受注、大量横流しの昔の産廃業者に戻ってしまうということ、これを心配される方が、環境省にも多いですし、それから産廃業界の中でも昔に戻ることを心配される方が多いです。私も心配です。

しかし、再委託をこのまま禁止していると、業界が構造化しない、大きくまとまっていかない、再編しないということがあるので、上手に再委託を解禁していくべきだと、私は思っています。ただ、技術的にどうやればパニックにならないか、昔に戻らないかということは大変難しいと思いますけれども、やはり入力と出力をきちんとチェックしておけばいいんです。例えば受注量が1万トンあった、それに対して焼却して灰が1,000トンになった、この1,000トンがどこに行ったというような、入力の量と出力の量、インプットとアウトプットがきちんとマテリアルバランスとして把握できるような検査を自治体がやっていれば、そうそう著しい横流しはできないですね。

それから、今、電子マニフェストの普及が図られていますけれども、電子マニフェストを部分的に導入しても不法投棄防止効果はないんですけれども、100%実施しますと、入力と出力のトータルを瞬時にらせるわけです。マニフェストの合計が瞬時に出るわけです。

ですから、完全実施すれば入力・出力のバランスが取れているかどうかのチェックが簡単にできるということで効果はあるんです。

いずれにしても、インプット・アウトプットのバランスを上手にチェックできる体制があれば、再委託を解禁しても、自治体がそれをチェックできる能力があれば、それで不法投棄に直ちにつながるものではないということです。その辺は、自治体の検査能力との見合いだと思います。自治体が何の検査もしなければ、昔に戻ってしまいますね。大量受注・大量横流しになってしまいますね。

それから、中抜きが2割、3割で余りにも著しいではないかということですが、最近ではコンサル系の企業が仲介役になって、優良産廃業者を紹介、あっせんして手数料をもらう。自分では受注しないで仲介だけをする仕事をしているコンサルが増えてきていて、この場合はそんなに2割、3割という著しい料金ではなくて、数%という手数料でやっている。数百社という産廃業者をネットワーク化して、そのネットに入っている産廃業者に対しては、年に一回は立入検査をコンサル系の企業がやって、優良な業者かどうかの確認をして、優良業者だけを紹介していくということで商売をしているという会社が何社も出てきています。

ですから、事実上再委託ではないですけれども、再委託と似たようなことをやっている。私は商社機能と言っているんですけれども、商社的な機能を果たしている企業が現われているということなので、需要はありますから、というのは大手の売上が1兆円もある企業であれば自分の力で優良産廃業者を探し当てて、そこで契約する。環境部門の職員が20人も30人もいれば、年に1、2回は現場を見に行くことができますけれども、これが売上が50億円以下ぐらいになってきますと、環境担当者がいない、いても1人という状況になると、とてもじゃないけれども付き合っている産廃業者に毎年見に行くことができませんので、やはり紹介してくれる会社が欲しいんです。

昔は、収集・運搬業者に丸投げして、収集・運搬業者がうちが付き合っている処分場だから大丈夫だということで、本当かどうかわかりませんが、その収集・運搬業者の大丈夫だという言葉で信用してそこに出すということだったわけです。だから、収集・運搬業者が事実上の仲介業者になっていたわけです。それで、収集・運搬業者に処分料まで払ってしまっただけで、収集・運搬業者がそこから2割ぐらい引いて処分場に持って行く。それでちゃんとやってくれればいいですけれども、中には2割ではなくて4割引いて安いところに持って行くということをやるとひどくなるということがあったので、再委託を禁止したんです。あるいは受託禁止違反ということで、収集・運搬業者が処分を受託してはいけないとか、それも昔はできたんです。ですから、次々とそういう悪い手口に対する手当でどんどん規制を強化してきた。そうすると、ちゃんとやっているところまで縛ってしまうということの繰り返しで2000年まで来ましたから、平成12年法改正までは悪い業者に対する対策として次々と規制強化していく。その結果として、産廃業界が非常に窮屈になっていく。抜け道もどんどん開発されて、すばらしい抜け道がどんどんできてくるという、そういう知恵比べのような状況が続いてきたということですけれども、大分産廃業界の状況も変わってきたし、情報公開も進んできましたから、そろそろ情報公開を前提に、インプット・アウトプットの確認ができることを前提に再委託を解禁する。情報公開することを前提に、あるいは自治体がきちんと調査するという前提にですね。ですから、情報公開あるいは報告義務というのを強化した上で解禁してもいいのかなと思っています。

大体、私の説明はそんな感じです。

○本田主査 ありがとうございます。

御質問をどうぞ。

○小田原委員 最後のところで情報公開あるいは実態調査を前提にというお話だったんですが、それができにくい理由というのはどういうことになるんですか。

○千葉県・石渡様 まず、環境省が2004年から始めた優良化推進事業。情報公開制度は2005年から始めましたけれども、これがまず政令改正でやっていますから、勸奨制度で義務化はされていません。ですから、産廃業界の情報公開は進んではいますが、義務化されていない。

ですから、1つには、この情報公開制度を義務化するというふうにすれば、透明性を一気に高めますが、相当細かい内容まで公開する制度ですから、一気に義務化できるかどうかわかりません。ただ、県によっては、東京都のように条例で義務化してしまっている自治体もありますので、そういったもう既に条例でやっちゃっているような自治体の様子を見ながら情報公開の義務化、法制化を検討しないといけません。

先ほどから何度も言っているように、情報公開によってインプットとアウトプット、入荷した産廃の量と出荷した産廃の量のバランスがとれているかどうかの確認ができれば、再委託、横流しはできないんです。きちんと入荷したものがきちんとしたところに行っていればいい。

それから、電子マニフェストを完全実施して、マニフェストのトータルが瞬時に出れば、インプットとアウトプットがバランスしているかどうかという確認ができますけれども、できないんです。

ですから、やはり再委託を認めるには、電子マニフェストの義務化とか、情報公開の義務化ということをやれば、相当程度に数字を確認できますから、その情報を読む訓練を自治体があれば、そうそう著しい横流しができない。まして、無許可の業者に横流しをすれば、インプットとアウトプットがバランスしませんから、無許可の業者だったらマニフェストできないですからバランスしないわけです。そういうことをすれば、かなりの程度に再委託を解禁しても、昔には戻らないと思います。

私、公開している業者のデータを分析してみたんです。来月の『日経エコロジー』の後ろの方の環境経営フォーラムのコーナーに私の記事を2ページ出してもらいますけれども、公開しているデータを分析したところ、10%ぐらいの企業に問題がありました。これは東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県の産廃協会理事の84社の公開データを見たんです。そうしたら、公開している会社は50社だったんです。34社は非公開。50社のうち5社にオーバーフローの疑いありと出ました。それは入力と出力がバランスしない。あるいは処理能力と入荷量がバランスしない。

例えばある1社は、中間処理能力に対して入荷量が3倍とか、ある会社は収集・運搬車両の回転数を計算すると、1日37回転とか、あり得ない数字が出てくる。ですから、明らかに処理能力を超えた受注をしていると数字が出てくる。そういう会社が、疑いを含めて10%ぐらい出ました。

そういうチェックをみんながやってくれば、処理能力を超えて受注をすることはできない。こういった会社は、恐らく未処理のまま再委託していると思います。だから、疑われるということです。

あとは、疑われたら自治体が現場に行って本当にやっているかどうかを調べればいいわけです。数字はあくまでも数字ですから、現場に行って調べればわかるわけです。

○川上委員 再委託の罰則というのがありますか。

○千葉県・石渡様 再委託は、不法投棄と同罪なんです。

○川上委員 どの程度の罰則があるんですか。

○千葉県・石渡様 行政の方は許可取消しです。罰金は300万円だったかと思います。非常に重いんです。

○川上委員 それは再委託、要するに横流しをやれば、もう許認可は取消しということですね。

○千葉県・石渡様 再委託といっても、レベルがいろいろあるんです。無許可の業者に再委託では話になりませんが、例えば選別機を通したら自分の会社で処理できない難しいものが出てしまったとか、たまたま受注したときにまずいものが混ざってしまったというときに、法律上は処理できないから返品しなくてはいけないだけですが、なかなかお客様にこれはできないからと返品できないので、しょうがないからできる会社に再委託をやるんですが、今はそれはもうだめなんです。そういうものまでだめなんです。

焼却炉がメンテナンスで止まってしまって、なかなか直らなくて積み上がってしまったというときに、しょうがないから臨時にできるところに頼むというのものも、お客様に再委託契約書というのを締結すればやっていいことになっているんですけれども、それを締結しないで独断でやってしまうとこれも再委託違反となります。臨時に出るものとか、やむを得ず出るものについても、再委託違反であれば、一律に許可取消しになるんです。

○川上委員 再委託をしたところが取消しになるわけですね。

○千葉県・石渡様 再委託した業者が取消しです。

○川上委員 その元を出したところは、その責任はどうなるんですか。

○千葉県・石渡様 再委託については責任は取られないですけども、産廃業者の再委託ですからね。

○川上委員 その元、例えばメーカーなどが産廃業者に出した。それに対するチェック機能というのは何かあるんですか。

○千葉県・石渡様 再委託を無断でやられた場合は、チェックしようがないですね。

○川上委員 元に対しては、そんな罰則というのはないんですか。

○千葉県・石渡様 再委託したときにマニフェストをどうするかというのがあって、お願いした最終処分場ではないところに行くわけです。そういうときにマニフェストのE票はうそをついて、もともと予定していた最終処分場に行ったことにして、スタンプだけ押してお客様に返して、実際にそこに行っていないということになると、そのお客様は排出元は確認しようがないんです。

マニフェストで違う処分場の判こを押してあれば、違うではないか、再委託したのかということになりますけれども、マニフェスト上矛盾がなければチェックしようがないです。ですから、そのマニフェストのチェックを怠ったと、マニフェストに違うことを書いてあったのにチェックしなかったというのと、それは確認義務違反になります。



○川上委員 あくまで産廃の処理業者ということになりますね。

○千葉県・石渡様 産廃処理業者の再委託違反です。

結構、再委託違反というのは、不法投棄防止のためはかなり厳しくやっているんですけども、それを自治体が口実にして、かなり強引な行政指導というのをするためのネタにしているという面もあるんです。

ですから、本当にやむを得ずやった臨時的な再委託であっても、常習の再委託とは違うのに、重箱の隅をつつつくように、たった1回のミスをとがめて許可取消しとか、あるいは不法投棄現場で10トンぐらいしか再委託が確認できていないのに、1,000トン撤去しろとか、自治体も再委託違反だったら許可を取り消せるという権限がありますから、それをネタに相当強引な指導をするということがあります。私はやっていませんでしたけれども、やっている人は結構いますね。

私は、常習の再委託か、たまたまやむを得ざる再委託かは区別していましたけれども、ほとんどの自治体はそれを区別していないですね。

○川上委員 それは県によっても制度は変わってくるんですか。

○千葉県・石渡様 基本的に行政処分をするかどうかは、都道府県、政令市の判断ですけども、今は相当厳しい方向に振れています。

それは環境省の指導で、再委託を見つけたら許可は取り消さなければならないという義務規定になっていますから、各自治体も相当厳しくやっているんで、たった1回の再委託でも許可取消し。常習性があるかどうかは勘案しないということが普通です。

○本田主査 ありがとうございます。

今日、御準備いただきました資料の3ページの下以降に、こういうのは再委託を認めたらどうかというのが幾つか書いてあるんですが、恐縮ですけども、これをもう一度さらっと御説明いただくわけにはいきませんか。

やはり、静脈物流に全部風穴を開けるのは、私どももなかなか難しいと思っていて、そういった中で、具体的な事項を挙げて主張していけたらと思っていたんですけども、まさしくそのかゆいところを書いていただいたところだと思っておりますので、お願いできますでしょうか。

○千葉県・石渡様 どこにありますか。3ページの下半分ですか。

○本田主査 3ページの「再委託を認めてほしいケース」というところで、5つ書いていただいていますね。済みませんが、ここをもう一度教えていただけますでしょうか。

○千葉県・石渡様 わかりました。3ページの下の方に「再委託を認めてほしいケース」で(1)～(5)まであります。

まず(1)は、臨時的な再委託ということで、施設のトラブルとかメンテナンスとかで入荷した廃棄物がたまってしまって、臨時的に再委託が必要になる場合が結構あります。特に老朽化している施設では結構あります。

この場合、排出元と再委託契約書というのを改めて締結すれば、今でもできるんですけども、なかなかこの再委託契約書をもう一遍締結するというのが面倒なので、実態としてこれは使われていないので、無断で再委託してしまっているんです。これは再委託違反になってしまいます。

もし規制緩和をするならば、再委託契約書を改めて締結するのではなくて、こういう場合には再委託してもよいという包括的な再委託条項を契約書に加えておいて、再委託契約書を締結せずにも、一定の条件の場合には再委託できるようにしておく。

ただし、※の2番目にありますけれども、一応中間処理の廃棄物の保管能力というのは、14日分が上限と決められていますから、こういった臨時的再委託は処理能力の14日分以上やってはいけない。

それから、勿論再委託契約書は結ばないけれども、排出元へ再委託したということの事前了解と事後報告を何らかの形で義務づけるということをすれば、特に問題はないのではないかと思いますので、改め再委託契約書を結ぶまでもないのではないかと思います。

○本田主査 今のところで、臨時的な再委託というのを、例えば例示列挙するとすると、どういうことが挙げられるのかというのと、この場合にはマニフェストはどうなるんですか。

○千葉県・石渡様 マニフェストは切り直しです。古いマニフェストは返却して、切り直さないといけないですね。

○本田主査 その場合は、排出元に1回戻すんですか。

○千葉県・石渡様 マニフェストの発行義務は排出元にあるんですけれども、またこれは法律が難しく、発行する責任は排出元にありますけれども、記入はだれがやってもいいので、産廃業者が代行して記入しても、特に法令違反に問われないんです。

発行する責任者は排出元なんですけど、記入者はだれでもいいんです。ですから、産廃業者が記入しても構わないんです。ですので、産廃業者が代行して記入するという事は結構やっていますね。代行して記入するのは構わないんです。

○本田主査 発行してもらって、代行記入というのを産廃業者がやるということにしておけば、自分のところで切り直せばいいということですね。

○千葉県・石渡様 そうですね。あるいは紙のマニフェストだったら訂正印を押してもいいですね。電子マニフェストだったら、多分破棄してもう一遍つくらないとだめだと思います。

○本田主査 でも、そんな大したことではないですね。

○千葉県・石渡様 もう一遍切り直せばいいと思います。

○本田主査 それはそれを義務づけないといけませんね。

○千葉県・石渡様 マニフェストは再発行です。

○本田主査 臨時的な場合にはと先ほどおっしゃいましたが、どういう場合が例示列挙するとあるんですか。

○千葉県・石渡様 どういうことですか。

○小田原委員 先ほど老朽化の例を1つ挙げたけれども、そのほかの例はありませんか。

○本田主査 施設が止まってしまう。

○千葉県・石渡様 あらかじめ定期点検とかがわかっているのであれば、そのときは入荷量を落とせばいいことなんですけれども、やはり焼却炉であれば、水漏れが一番多いですね。それから、何らかの事故ですね。1日、2日のストップならいいんですけれども、水漏れしますと最低1週間は

止まりますからね。

あと、破碎機であれば、刃が折れて新しい刃が入荷しないとかです。

1週間ぐらいすぐ止まってしまいますから、1週間止まると産廃業者は大きいんですよ。1日100トンやっている会社は、1週間止まったら500トン、600トンたまってしまいますから、1週間止まると山になってしまいます。

○本田主査 基本的に、設備故障による稼働の停止という感じですか。

○千葉県・石渡様 臨時的なです。

○本田主査 これ以外に何かあるんですか。

○千葉県・石渡様 あとは、台風とかで塀が飛んでしまったとか、地震とか天災の場合です。

○本田主査 これもいわゆる設備の故障でございますね。要するに、設備が動かなくなったらというのに限定すればということですかね。

○千葉県・石渡様 はい。

○本田主査 失礼しました。

○千葉県・石渡様 (2)は、処理困難物の混入です。入荷した後、手選別とか選別プラントとかで選別する過程で、どうしても許可品目外の廃棄物とか許可品目であっても、自分の会社の施設では処理できないようなものが混入することがあるんです。

例えば金属ができない工場だったけれども、選別プラントで金属が分離されますから、そういう場合に分離された金属はどうするのかということですが、厳密に言うと金属はできないんだから返品しなければいけないんです。

ただ、入荷したときは混ざってしまっていますから分けられない。だから、選別して初めて分かれるわけです。そういう混ざったものは入荷してもいいんですけども、分けてしまったらどうするのかという話です。分離不可能なものは、主たる廃棄物がプラであればプラで金属が付いていてもプラで受けられるんですけども、分けてしまった後の金属はどうするのかということですね。できなかつたら返さなければいけないというものについて、そういう選別残渣については許可品目外であっても、あるいは自社処理困難物であっても、返品しないで再委託を認めたらどうかという話です。

ですけども、これはやはり歯どめをかけなければいけないので、これを口実に処理困難物ばかり受ける人がどうしても出るので、4ページに書いてあるように、10%ぐらいに限定すべきかなと思います。

○本田主査 これは10%の根拠というのは、何かあるんですか。特にはないんですか。

○千葉県・石渡様 大体工場の実務として、私の経験ではそのぐらい混ざるんです。

○本田主査 よく言われているレアメタルとかは今、どうなったんですか。

○千葉県・石渡様 レアメタルは売れますから、販売してしまいます。

○本田主査 レアメタルは、もうそれが最終処理になるから、それを販売すればそれは再委託になりませんね。

○千葉県・石渡様 プリント基板などは、精錬できる工場に持って行ってしまいます。

○本田主査 具体的にはどういうものをおっしゃっておられるんですか。レアメタル以外の金属ですか。

○千葉県・石渡様 例えばラミネートでもプラスチックとアルミが分かるといものがありますし、売れるものは売ってしまえばいいんですけども、化学系の廃棄物とかで普通の廃酸だと思って受け入れたら水銀系だったとか、その会社では水銀はできませんとなると、本当はお返ししなくてはいけないんだけども、受けてしまったものだからしょうがないから、水銀のできる工場に再委託するとかというのも結構あります。瓶に入ったものとかを間違えて受けてしまうということもあります。

○川上委員 乾電池などもそういうたぐいなんですか。

○千葉県・石渡様 乾電池は今は減りましたが、今でも少し水銀は出ますね。

○本田主査 でもこの場合は適切な処理をするため、という意味がありますね。

○千葉県・石渡様 これはどうしても日常的に出るんです。ですから、どうしてもできないものが分離されてきたときにどうするのか。売れるものならいいですけども、売れないものだったらもう廃棄物ですから、今も再委託をやっています。だって再委託をやるしかないです。お客様に返せないですよ。

ですから、当然今でもやっているわけです。それは、自治体の職員によっては、これはもうやむを得ないねということでお目こぼしする担当もいるし、厳密にやればそれも再委託違反だということになるわけで、ただ、選別プラントをくぐっていれば選別残渣で再委託にならないけれども、手選別だとどうかとかいろいろあるんです。

選別プラントをくぐっていれば選別残渣ということで再委託にならない場合が多いんですけども、手で分けただけという場合には選別の許可は出ていませんから、それは手で分けられる程度のものであれば、お客様に返すのが原則ではないのかというふうに言われることが多いですね。その程度のものであれば、手で分けられるんだから分離不可能ではないでしょうということなんです。

ですから、この辺も業界の実態を調べないとどんなものなのかということはあるんですけども、結構日常的に出るものです。

○本田主査 お考えになる選別というのは、そこではもう手選別も含んで、委託量の10%台ならいいのではないかと今おっしゃっておられるんですか。

○千葉県・石渡様 それは手選別ですね。選別ラインをくぐったものは、一応再委託にならないんです。許可を得た処理をくぐったものは、それをまた他の工場に出しても再委託にならないので、特に手選別ですね。

あるいは定性といって、化学系廃棄物などは、その性状を調べると、これは水銀なのか、カドミウムなのか、ただの廃材なのか、有害物質があるのかないのか、受けてみないとわからないものがたまにあるんです。お客様もわからない。そうすると、定性ということで、成分を分析しなくてはいけないというときに、本当はお客様というか、排出元の方で成分を分析しなくてはいけないんだけども、分析機関を頼むと環境計量士がやるから物すごく高くなるんですよ。1瓶何十万とかに

なってしまうわけで、それを産廃業者が、では私の方で調べますよといって、調べて終わって、だめならばできませんということで返すということをやりますけれども、返さないで再委託ができれば便利ですね。

産廃業者にも計量士さんはいますけれども、環境計量の専門機関に比べれば、1瓶何十万も請求しませんので安いですからね。結構これは日常的にあると思いますよ。

○本田主査 これはやはり1回ニーズを業者さんに聞いた方がいいですか。

○千葉県・石渡様 業者によっても違うので、聞いた方がいいですね。通常10%ぐらいだと思いますけれども、10%ではない場合もあります。

○本田主査 何度も止めて済みません。(2)はよろしいですか。

(3)をお願いいたします。

○千葉県・石渡様 (3)は(2)とちょっと重複しますが、いわゆる混合状態で排出される廃棄物なんだけれども、選別してみないと品目ごとの数量が把握できない。大体こんなものだろうと、マニフェストには経験で大ざっぱに書いておくんですけども、ただ、実際は選別しないと、品目ごとの数量がわからないというとき、選別後ではないと本当はマニフェストは正確には切れない。それから、処分先の最適化も選別後でないとわからないという場合に、この選別の許可を有する機関については、選別後の再委託を認めた方がいいのではないかと思うんです。

※の2番目ですけども、積替保管施設でも結構手選別をやっているんです。やっていないところもありますけれども、この積替保管施設で行われている手選別についても、選別の再委託を認めると、積替保管施設の機能が非常にパワーアップして、積替保管が非常に普及すると思います。

今は、積替保管施設は、ほとんどただぐちゃぐちゃに積んで出しているだけなんです。不法投棄をやっている積替保管も昔は結構多かったですけれども、積替保管でもきちんとやっているところもあるので、積替保管で分けて、最適化して、再委託するということを認めると、非常に処理は効率化すると思うんですけども、今はできないですね。

ただ、やはりこれも1つ間違えると、大量に入ってしまいますから、不法投棄につながってしまいます。やはり選別能力とか保管能力とかを上限としてきちんと把握していないとだめですね。

それから、これも情報公開をしないといけないし、自治体の検査をしないと、歯どめがなくなると昔に戻ってしまいますね。

産廃は、やってみないとわからないものは結構あるんです。中間処理施設の選別とか、積替保管施設の選別とかをして、選別した後委託先を決めるというやり方も本当はいいんですけども、産廃業者が勝手にあちこち出してしまうので、歯どめがきかなくなると不法投棄に行ってしまう。

ただ、今はもう不法投棄を受ける会社も少ないですから、そんなに心配しなくてもいいですね。

○本田主査 今のところなんですけれども、基本的に、こうすれば良いという前提条件はないですね。

○千葉県・石渡様 ないですね。

○本田主査 要は、選別をした場合だとすると、多分こういう場合にとというのがなくて、いきなり。

○千葉県・石渡様 手選別残渣を他社に委託した場合に、再委託になるかならないかの基準が明確

ではないので、自治体によってばらばらです。自治体でも、担当によってばらばらだと思います。

機械選別の残渣は再委託にならないと思いますけれども、手選別残渣を他社に委託した場合に、再委託になるかならないかの解釈は、自治体ごとにまちまちだと思います。

手選別残渣と機械選別残渣が混ざってしまうことも、あるいは故意に混ぜることもあるので、なかなか難しいんですけども、機械選別残渣と手選別残渣は見た目が全く違います。手選別残渣は、手で拾える大きさですから大きいです。機械選別残渣は、破碎してから選別にかけていますから細かいです。全く違うものですが、同じ選別残渣なわけです。

機械選別残渣の方は、風力とか磁力とかで分けてあるもので細かくなっていますから、これはもう処理後の廃棄物ということで、これを他社に出しても再委託になりませんが、問題は手でピックアップしている手選別です。手選別残渣をどこまで再委託でOKかというのはまちまちです。

○本田主査 そうすると、基本的に（２）と（３）は割と似たり寄ったりですね。

これを分けた方がいい理由は何なんですか。

○千葉県・石渡様 （３）の場合は、あくまでも許可品目内の話ですけども、（２）の場合は、許可品目外を含んでいるんです。処理できない品目とか、処理できない性状の廃棄物とかが出た場合です。

○本田主査 では、許可品目内であっても。

○千葉県・石渡様 許可品目内であっても、自分の会社でやるよりも、他社でやった方が最適だというものが出ることあるわけです。

○本田主査 コスト的にもということですか。

○千葉県・石渡様 ですから、全部一貫して1つの工場でやらなくても、分散した方がいいという場合もあります。

○本田主査 これは大体この程度だったらという、先ほどの10%のような目安はあるんですか。

○千葉県・石渡様 例えばプラスチックと紙と分けたときに、自分の会社でプラも紙もできるんですけども、他社に持っていった方がいい、あるいは今、他社で紙が足りないから出してあげたいかということもあるわけです。

ですから、他社と融通し合って、ネットワークで最適化した方がいい場合もあるんです。うちの会社でも紙の許可を持っているからできるけれども、この紙だったら他社に出した方がいいという判断をすると、今は再委託です。特に手選の場合はそうです。機械選ならいいですけども、手選の場合は再委託にとがめられる可能性があるんで、そこは自治体の解釈がはっきりしません。

○本田主査 これはどのぐらいまでだったら大きく問題にならないかという、先ほどの委託量の10%のような目安はあるんですか。

○千葉県・石渡様 その場合は、選別後残渣の廃棄物を認める場合には、最後にも書いてありますけれども、大体許可数量の2倍ぐらいまではいいのではないですかね。手選残渣で出していいという場合の許容範囲としては、大体2倍ぐらいです。

というのは、手でピックアップできる量というのは、大体限界で半分なんです。常識的に、産廃

業者のベルトコンベヤーとかで手で拾い上げるというのは、入った廃棄物の重量で半分ぐらいが限界なんです。ということは、キャパの2倍まで受けても、手選で半分取れるということですから、キャパの2倍ぐらい受けてもできるんです。限界といたら、経験値としては2倍ぐらいだと思います。

それ以上は拾えないです。全部拾ったらなくなってしまうですね。ですから、半分ぐらい拾っているのが大体限界なんです。1、2割だったらいいですけども、半分拾うと人員的に相当大変です。手選別でピックアップするのは限界で半分ぐらいです。

○事務局 100%ではなくて50%以内に限定するべきであるという表現ぶりですか。

○本田主査 外に出すのを50%以内にするべきであるという。

○千葉県・石渡様 選別後の再委託については入荷量の半分までとか、あるいは逆に入荷量を処理能力の倍までとか、そのぐらいが標準だと思います。

○本田主査 これは入荷量にしてしまうとまずいんですね。

○千葉県・石渡様 入荷量だと2倍ぐらいになります。処理能力の2倍まで受けても、手選で半分取れば残り半分になります。そういう会社は多いです。実は手選ラインが入っていて、焼却炉は100トンなんだけれども、手選ラインを入れてあるので、200トン受けても100トンしか回さないから、100トンは取れるから倍受けているという会社があります。

○本田主査 許可品目の取扱量や再委託量の最適化を進ませられれば、業界全体としては効率が上がるんですね。

○千葉県・石渡様 上がります。中間処理のネットワークが上がります。

○本田主査 ありがとうございます。

○千葉県・石渡様 次に「(4) 収集運搬の再委託」ですけども、これについては、自治体によっては、1回はいいいよと言っている自治体もあるんですね。東京都などはいいいよと言っているんです。再委託契約書がなくても収集・運搬を1回は再委託してもよい。

自治体によってはだめと言っているところもあって、千葉県はだめと言っています。だから、それはまちまちなので、どうするのかということを一統すべきですけども、収集・運搬については次々と連携して運ぶ場合があるので、1回の再委託はいいのではないかなと私も思います。千葉県は不法投棄が多いものですから、千葉県ではだめにしていますけれどもね。無許可のダンプではしようがないけれども、許可業者から許可業者であれば収集・運搬は再委託してもいいと思いますし、物流ですから、自分の会社からダンプを持っていくよりもその排出元に近いところから融通した方がいいという場合もあるではないですか。何でもかんでも自分のところから行ってるわけで、大体、今の産廃業界の物流というのは、片道だけです。戻り荷がほとんどないんです。ですから、大体通常のトラック物流より戻りの荷がないからコストは2倍ですね。

収集・運搬の規制緩和では、1つはこの再委託を今ははっきりしないから、1回は明確に認める。

もう一つは、許認可が両足主義です。要するに、東京で積んで神奈川で降ろしたら、東京と神奈川と両方の許可が必要ですね。ですから、首都圏で仕事をするには、1都6県プラス政令市、全部で10か所以上の自治体の許可がないと首都圏で商売ができない。両足主義というんですけども、

非常に面倒です。運送業の場合は片足主義でしょう。東京の許可を持っていれば、東京から全国、全国から東京、両方運べるわけです。片足に許可があればいいわけです。

収集・運搬は両足主義ですから、大変面倒で首都圏だけでも 10 か所以上に指定の許可が必要。1 か所 30 万円の許可が取得費用で支払うわけです。10 か所 300 万かかるわけです。そんなに取れないということで個人のダンプなどはつつい無許可のところに運んでしまうわけです。そんな許可は取れませんから、代書業者、書士に頼むと、1 か所 30 万ぐらい取られますので、自分で書けばいいですけども、みんな書けないから書士に頼むわけです。相場 30 万です。10 か所 300 万。だから取れないということで、どうしても無許可で運んでしまう場合がある。東京からは、先ほども言いましたけれども、静岡の許可がなかったのに静岡に持って行ってしまったりとか、特に個人の収集・運搬はそういうことが往々にしてあるんです。この両足主義で本当にいいのかということも考えないといけないですね。一応、トラック運送業と収集・運搬ではそこが決定的に違います。

もう一つは、逆に収集・運搬業の場合は、車 1 台でも許可になる。トラック運送業は 5 台ですから、青ナン取るには 5 台必要ですから、そういう点では、トラック運送業の許可を持っていれば最低でも 5 台はあって、タコメーターも入っていて、運行管理者もいてということで、ある程度物流管理のシステムができ上がっている段階で許可取れますけれども、収集・運搬業は一匹オオカミのダンプでも許可が取れて、タコメーターはないし、物流の何の知識もないしということで、1 日ぐらいの講習会で許可になってしまうということで、物流の素人がやっているということですから、そういう点では、ちょっとトラック運送業とレベルが違う。

法律上は、本当は収集・運搬業はトラック運送業です。本当は青ナンでなければいけないんです。だけど、何か特別な解釈で、収集して運搬する場合は、トラック運送業は自社運搬になる。収集したものの運搬だということにこじつけです。ただの運搬だとトラック運送業の許可が必要だけれども、収集したものの運搬だと、収集した段階で自社物になったということで、トラック運送業は白ナン営業できるという何か特別な解釈をこじつけてやって、収集・運搬業はトラック運送業の許可が要らなくなっているんですけども、意味がわからない。

厳密には青ナンでなければいけないんです。ただし、一般廃棄物は特例があって 1 台でもできるんですけども、産廃は特例がありませんから、本当は 5 台ないとできないんです。これは 5 台ないとできないとしたら、原則に戻せば、収集・運搬業界は近代化しますね。運行管理者がいるし、タコグラフがついているし、物流管理ができますから、物流管理の基本について理解している人がやっていますから、収集・運搬業は青ナンバーだよとここのところは規制をちゃんと守らせるという手はありますけれどもね。ただ、期間を 5 年間とか置いて、5 台ですよとやれば。今 10 万社いるといわれている収集・運搬業者が 5 台以上になったならばがくっと減るでしょうね。2 万社、3 万社とかになってくるんでしょうね。ほとんど個人で 1 台ですからね。この個人で 1 台というのは、一匹オオカミのダンプですから、みんな白ナンバーです。白ナンバーで土砂を運んだり産廃を運んだりしているわけです。こういう連中が昔は不法投棄をやっていましたからね。そこについては 5 台の方がいいのではないかということは思います。

○本田主査　そういうやり方もあると思うんですけども、一方、再委託が 1 回限りでもいいので



できるようになると、コストを安く運ぶ人が出てくるわけではないですか。大量に運べる人たち。どこかにハブ・アンド・スポークではないですけども、そういう考え方はないんですか。

○千葉県・石渡様 今、収集・運搬については、静脈物流というのは非常に不透明で、実態としては再委託をやられているんですね。庸車という形で他社の車両を運転者つきで借りるという庸車といますけれども、運転者つきですから、だれが見ても再委託ですね。しかも、そういうものがほとんど再委託の抜け道として庸車という言葉でやられているんです。そういう不透明にやるんだったらちゃんと認めた方がいいと思うんです。もう庸車というのは横行しています。運転者つきで借り上げというものです。

先ほども言ったように、今、戻り荷が全然ないからコストが高いんです。再委託を認めれば近いところの車を融通できるわけで、上手に配車をすれば今の半分ぐらいのコストで静脈物流ができるんですね。非常にコストが高いところへ持ってきて不透明でして、同じことをやっているのに値段が2倍も3倍も違うというのが産廃の運搬では横行しているんです。

更に高い料金の場合は、結局、仲介業者みたいなものがいてピンはねするとかね。この収集・運搬の仲介している業者もやはり2割～3割の中抜けをやっているんですね。そういう非常に価格も不透明なので、非常に近代化が遅れているのはこの静脈物流ですね。

○本田主査 済みませんでした。5番をお願いします。

○千葉県・石渡様 5番は難しいかもしれないけれども「(5) 包括処理委託契約」ということで、これはちょっと今すぐは難しいと思いますけれども、排出元から処分先を特定せずに産廃業者が廃棄物処理の包括的な受注をする。丸投げですね。

そして、産廃業者が最適な処理の組み合わせを決定して社内処理するもの、再委託するものに分けていく。これによって、処理の最適化とコストダウンとリサイクル率のアップの3つを実現するということですね。これは商社機能ということですね。こういう大きくまとめて受注して内部を最適化するということは今、再委託になりますから認められていないということです。

ただし、コンサル系の企業は受注はしないで優良業者の仲介と代金代行支払いという形で実質的な商社機能をやっているというところが出てきていますということです。いまでもやっているので、それでいいではないかという考え方がありますがけれども、やはり受注をしてやった方が責任が切斷されますからね。今のやり方だと、排出元の責任というのは残るわけですけども、商社機能を認めて、受注して再委託ということになると、その商社的な機能を果たす会社が責任を負いますからね。

○本田主査 これは例えば、ここに書いていらっしゃるのに加えて、商社的な機能が再委託する先も全部電子マニフェスト化されていて、かつ商社的な会社というのが先ほどのアウトプット・インプットの数量バランスも全部責任、何かあったときあなたの責任ですというのを入れるということであれば、それは可能だと思われませんか。

○千葉県・石渡様 できると思います。相当の能力がないとできないですけども、おっしゃるとおり情報管理ができる会社であれば、商社的な機能を任せても心配ないと思います。今もう既にやっていますけれども、本当に仲介と代金支払い代行という組み合わせで実質的にはやっているわけ

ですね。

○本田主査 ごめんなさい。代金回収代行ですか。

○千葉県・石渡様 排出事業者と産廃業者を結びつける仲介をやる。契約書上は名前を出さない。代金の支払い代行をやって、排出元からお金をもらって処分業者に払う。そこから一定の手数料を差し引くということで、事実上は再委託なわけです。再委託にならないように契約書に、名前が出ないように、マニフェストにも名前が出ないようにやっているわけです。裏方でやっているわけですが、お金はちゃんと預かってやっていますから、実質は再委託ですけれども、再委託にならないようにやっているわけです。

○本田主査 やはりそういうところが入ると効率的なリサイクルができていますか。

○千葉県・石渡様 できます。コストダウンが図れますね。やはり最適化しますからね。あと情報量が違いますから、大体こういう会社は、500社ぐらいの産廃業者のデータを持って最適化していますから、全業界の産廃を上手に最適化すると、大体経験的に500社ぐらいのネットワークが必要だと思います。やっている企業に聞きますと、そのぐらいのネットワークを持っていれば、どんな業者からどんな産廃が出てても大体そのネットワーク内で収まる。それを最適化して紹介する。これは紹介するのではなくて、自分で受注できれば簡単なわけです。今は紹介しているので面倒くさいわけです。マッチングというんですけれども、いちいち紹介する。

○本田主査 在庫で持てないんですか。

○千葉県・石渡様 持てないですね。あくまでも個別、最終的に全部2社契約に分割されてしまいますので、融通できないわけですね。これが商社的に一括で受注して一括で分散できれば、複数の会社のものを混ぜて持って行けるわけです。今はもう仲介していても最後は2社契約に分割されてしまうわけですので混ぜられないですね。A社とB社を混ぜて発注することはできないですね。でも商社的にやればA社とB社を混ぜて持って行けるわけなので、混ぜられれば広域に持って行けますね。4トンでは大阪に持って行けないけれども、これが20トンまとまれば大阪まで持って行っても大丈夫。まとまることでその物流コストが下がりますから、商社的な会社が入って大きくまとめられれば、広域物流にできるんです。

○本田主査 ありがとうございます。長々聞いて済みません。何かありますか。

○川上委員 ちょっといいですか。4番のところで、1回に限り認めることを明確にするというのは、どういうことですか。

○千葉県・石渡様 これは東京都が昔から、収集・運搬は1回再委託は再委託契約書なしにやってもいいと言ってきたんです。今はどうかかわからないけれども、昔はそう言っていたんです。最新はわかりません。

○川上委員 1回ということは、ある期間で1回ということですか。

○千葉県・石渡様 A社が受注したら、それはA社が収集・運搬を受注で、B社まで。C社はだめ。A社からB社。

○川上委員 A社とB社はOKだと。

○千葉県・石渡様 C社はだめ。1回再委託はいいということです。

○木場委員 細かいところですが、(2)のところ、化学系廃棄物が出た場合に、例えば「1瓶10万円もかけてもらえない、自分の方でやります」との説明でしたね。検査をするときの経費というのは、どこが持つのですか。

○千葉県・石渡様 産廃業者が引き受けて持って帰れば、産廃業者の方の検査室がありますから、産廃業者の検査技師さんがやります。

○木場委員 全体から見ると大した金額ではないんですか。これは日々起こることですか。

○千葉県・石渡様 産廃業者さんも、化学系をやっているところだったら検査室があつてガスクロとか持っていますから、それなりに何千万もする機械を持っていたりしますから。

○木場委員 しっかりしたところだったらいいですが、余り出てきてほしくないですね。

○千葉県・石渡様 ただ環境計量士の資格のある機関に頼んで計量証明をつくってもらおうと、もう1件何十万になってしまうわけです。でも産廃業者さんだったらそこまで金をかけないで、計量証明まではつくらないで、要するに自分の会社で処理できるかどうかだけを確認すればいいわけでしょう。そうすると、そんなにお金がかからない。

ただ、物が水銀であれば、処理費が1瓶100万円ということもありますよ。ただし、自分の会社でできないものを返品するのか、できないけれども、ここにはお願いしてもいいですかということまで再委託ということをやっているんだけれども、なかなか再委託契約書まではつくっていないので、そういった処理困難物について了解を取れば、再委託してもいいのではないかなと思うんです。何でもかんでも計量証明出すのがいいとは思わないです。その紙1枚のために何十万もかけないといけない。無駄ですね。

○木場委員 前半のところに戻りますが、御説明でリサイクルとはというところで、マニフェスト上は最終処分になっているけれども、石渡さんのお考えでは中間処理ととらえた方がいいのではないかとおっしゃっていました。それはどうして中間処理にした方がいいのですか。

○千葉県・石渡様 中間処理施設がリサイクルをしていることが多いんです。中間処理工場でリサイクル工場を併設とか、あるいは中間処理の過程で出てくる有用物を再資源化して売っているとか、大体私の経験では中間処理に入荷したものの7割ぐらいはリサイクルに回っているんです。ですから、今の中間処理施設というのは、実質はリサイクル工場です。大体平均で7割ぐらい回っていますから、高いスキルのところだと8割とか9割とかリサイクルしているんです。もう中間処理工場は、実質リサイクル工場ですので、リサイクルというのは本来中間処理だと思うんです。

中間処理か最終処分かどちらかしかないんだったら、リサイクルは実態を見ると中間処理工場やっている。ところが、リサイクルの先がないわけですから、リサイクルは廃棄物処理法上は最終処分だとなる。ところが、最終処分については、法律では海洋投棄と埋め立て処分しかないわけですからね。リサイクルという最終処分の規定はありませんから、結局宙に浮いてしまっている。だから、どちらかわからない。最終処分限定列記ですからね。海洋投棄と埋め立てですから、どちらにも入らないわけです。廃棄物処理法上、リサイクルの規定がないんです。

○木場委員 ドイツは廃棄物処理・リサイクル法という法律ですね。

○千葉県・石渡様 ドイツの場合は廃棄物処理・リサイクルです。

○木場委員 そういったものにした方がいいと。

○千葉県・石渡様 リサイクルについて明確な規定を置いてもらった方がいいと思うんですけどもね。マニフェスト上もリサイクルの書くところはないですね。

○木場委員 わかりました。

○本田主査 小田原先生もよろしいですか。

○小田原委員 1つよろしいですか。

○本田主査 どうぞ。

○小田原委員 もし静脈物流の中で、いわゆる内航船を使った物流について御存じのことがあったらちょっと教えてほしいんですが、多分マニフェストでは分けて管理しなければいけないとか、あるいは業者さんが自分で船を持っているケースというのは実は少ないんでしょうけれども、船を使った方が便利だというようなケースとか、そういったことをちょっと聞いたことがありますけれども、何か御存じのことがあれば教えてください。

○千葉県・石渡様 外航船というか、最近よく使われているのはフェリーでコンテナを持っていくというのが、東京のものですと有明までコンテナを引っ張って行って、そこでコンテナを下ろしてヘッドは離れて、しばらく置いておいて、フェリーが1週間に2便ぐらい来ますか。そのときに中に積み込んで、ヘッドは下りてしまって、コンテナだけが有明だと北九州まで行くんですね。北九州からヘッドが乗り込んで、下ろして、それで北九州とか福岡の処分場に行く。

そうすると、まず、東京都内の陸送の部分と、船で北九州に行く部分と、北九州に陸送部分とで、最低でも3社、収集・運搬業者が連携するという方法ですね。このルートで北九にこれは相当の量が行っていますね。収集・運搬は最低でも3社入るわけですね。場合によっては、コンテナでは運べないところもたくさんあり、更にそのコンテナから10トンダンプに積み替えて持っていくとかという4社名が入るとかね。コンテナが入らない処分場もありますから、コンテナはダンプアウトできないから処分場に行って不便だから、まずダンプアウトできるように10トンに積み替えてまた持っていくと4社名が入るんですね。そういうことはよくやっていますね。

ばら積み船の産廃の運搬は、今は余り見ないですね。スクラップはやりますけれども、産廃はばら積み船で持っていくというのは今は余りないと思う。やはりコンテナが主流です。

○本田主査 今のは違法ではないですね。

○千葉県・石渡様 違法ではないです。だからマニフェストも3社、4社と収集・運搬で書いてある。

○本田主査 ちゃんと書いてあればいいということですか。

○千葉県・石渡様 全部入っています。再委託ではないです。すべてマニフェスト上で全部入っていて、契約書でも全部入っています。コンテナの場合は、関与した収集・運搬がまず4段階、5段階入ります。

○川上委員 マニフェスト上に書いていけばそれは。

○千葉県・石渡様 マニフェストに書いて契約書にも書いておけば再委託ではないですから。それを黙ってやれば再委託ですけども、単に連携しているだけですから、それは再委託ではないです。

○川上委員 では、具体的な社名とかそういうものまで書かぬといかぬということですか。

○千葉県・石渡様 書いています。マニフェスト上に収集・運搬業者が4社とか5社とか全部書いてある。

○川上委員 具体的な名前までですか。

○千葉県・石渡様 書いてあります。各社全部の運転手さんの判こを押していく。それは再委託ではないです。4つぐらい入っています。

○川上委員 先ほどの4ページの4番に関しては、1回に限りということ、マニフェスト上に書いていないところというとらえ方でいいですか。

○千葉県・石渡様 マニフェストは再委託を受けた会社で実際の運搬者を書きますね。契約した運搬会社ではなくて、別の会社の人の運転者さんがそこにサインをする。再委託を1回認めれば、再委託マニフェストというものはあるにはあるんですけども、契約した業者ではない方が運搬したということをマニフェスト上は表示します。マニフェスト上は実際運搬した方が書きます。それは1回ならいいのではないのという話。1回だったらきちんとそれが情報としてオープンになっていけばいいのではないかという話。そうしないと、収集・運搬は最適化しませんよと。車で輸送しなかったらうまくいくわけないですから。まして、今、一匹オオカミが多いしね。

○本田主査 よろしいでしょうか。

○川上委員 はい。

○本田主査 どうもありがとうございました。大変参考になりました。また必要の際にはよろしく御指導いただければと思います。ありがとうございます。